

契約書(案)

沖縄県立北部病院長 久貝 忠男(以下「甲」という)と、○○○○(以下「乙」という)は、エアマット(以下「マット」という)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 乙が甲へマットを貸し出す場合の条件その他を定める。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第3条 マットの種類及び賃貸借料(日額)は、別表のとおりとする。

(マットの引き渡し)

第4条 乙は、甲の指示に基づきマットを甲宛に速やかに納品するものとする。

(修繕費用)

第5条 マットの故障による修繕費用は乙の負担とする。但し、甲の故意または過失によりマットの修理を要する場合は、修理費用は甲の負担とする。

(使用日数の算出)

第6条 マットの使用日数の算出方法は、甲が使用した日から、甲より回収の通知を受けた日までとする。

(一括再委託等の禁止)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(消費税)

第9条 消費税及び地方消費税は、その税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき加算されるものとする。

(支払い)

第10条 本契約に基づく賃貸借料は、別表で定めた日額に第6条に基づき算出した使用日数を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

2 乙は、毎月の賃貸借料を月末締めで集計し、翌月の10日までに甲に請求するものとする。甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(履行遅延)

第11条 甲は乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に規定する割合の金額を違約金として乙に支払うことができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するに至ったときは、本契約を解除することができるもとし、甲はこれによって生じた乙の損害については、いずれもその責を負わない。

- (1)乙の責に帰すべき理由により本契約の債務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2)乙が本契約に違反したとき。
- (3)乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。

(契約保証金)

第 13 条 沖縄県病院事業局財務規程第 133 条に基づき、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の 100 分の 10 以上を納める。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第2 項に該当する場合は免除する。

(管轄裁判所)

第 14 条 本契約の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団等の排除)

第 15 条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の次号のいづれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 35 号)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、本契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、本契約履行中、明らかに乙及び乙の職員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

(不可抗力)

第 17 条 甲又は乙が本契約下において相手方に負う義務及び責任又はその遂行が天地異変、火災、戦争、騒動、法令の改廃、制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関等の事故等の不可抗力により制限又は阻害された場合、各当事者は相手方に対してその義務及び責任の一部又は全部を負わないものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 18 条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、本契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解

除することができる。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を追わない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 19 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議)

第 20 条 本契約に定めのない事項又は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県名護市大中二丁目 12 番3号
沖縄県立北部病院
院長 久貝 忠男

乙

別表

品目	単価 (日額、税別)	メーカー・品名
エアーマット (高機能タイプ)	円	アドバン他同等品
エアーマット (高機能タイプ②)	円	ビッグセル他同等品

※搬入・回収・消毒料は上表単価に含む(消費税別途)